

佐久市建設工事入札参加資格者 各位  
佐久市建設コンサルタント等の  
業務入札参加資格者 各位

佐久市長 柳田 清二

### 建設工事等における「失格基準価格」の見直しについて（通知）

平素は、市行政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。  
この度、建設工事等の入札における「失格基準価格」の算出時の端数処理について、  
「千円未満切り捨て」から「万円未満切り捨て」に下記のとおり例規の改正を行います  
ので通知します。

#### 記

#### 1 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の一部改正

新	旧
<p>（建設工事の失格基準価格算出方法等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 失格基準価格の算出においては、次に掲げる入札者の入札価格を算定対象から除外するものとする。</p> <p>（1）から（3） 略</p> <p>（4） 最低制限価格（最低制限価格制度実施要綱第3条第1項第1号（同条第2項の規定の適用があるものについては、同項）の規定により算出される額（その額に万円未満の端数があるときは、万円未満の額を切り捨てた額とする。）をいう。次項において同じ。）未満の価格により入札した入札者</p>	<p>（建設工事の失格基準価格算出方法等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 失格基準価格の算出においては、次に掲げる入札者の入札価格を算定対象から除外するものとする。</p> <p>（1）から（3） 略</p> <p>（4） 最低制限価格（最低制限価格制度実施要綱第3条第1項第1号（同条第2項の規定の適用があるものについては、同項）の規定により算出される額（その額に千円未満の端数があるときは、<u>最低制限価格制度実施要綱第4条の規定にかかわらず、千円未満の額を切り捨てた額とする。</u>）をいう。次項において同じ。）未満の価格により入札した入札者</p>

新	旧
<p>3 失格基準価格は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 算定対象入札者が5者以上の場合 次のア又はイに掲げる価格の区分に従い当該ア又はイに掲げる価格</p> <p>ア 算定対象入札者の入札価格の平均価格（<u>万円未満</u>は、切り捨てるものとする。以下「失格基準算定基礎額」という。）が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額（<u>万円未満</u>は、切り捨てるものとする。以下同じ。）未満の場合 当該失格基準算定基礎額</p> <p>イ 失格基準算定基礎額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額以上の場合 入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額（<u>万円未満</u>は、切り捨てるものとする。）</p>	<p>3 失格基準価格は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 算定対象入札者が5者以上の場合 次のア又はイに掲げる価格の区分に従い当該ア又はイに掲げる価格</p> <p>ア 算定対象入札者の入札価格の平均価格（<u>千円未満</u>は、切り捨てるものとする。以下「失格基準算定基礎額」という。）が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額（<u>千円未満</u>は、切り捨てるものとする。以下同じ。）未満の場合 当該失格基準算定基礎額</p> <p>イ 失格基準算定基礎額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額以上の場合 入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額（<u>千円未満</u>は、切り捨てるものとする。）</p>
4 略	4 略

## 2 適用期日

令和5年4月1日以降の入札の公告又は指名通知に係る競争入札の案件から適用します。

\*なお、ご不明の点がございましたら、以下までお問合せください。

佐久市役所契約課契約係 電話 0267-62-3084(直通)
------------------------------------